

船舶事故調査報告書

平成24年3月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年3月1日 08時45分ごろ
発生場所	青森県外ヶ浜町 ^{たいらだて} 平館港東方沖 平館港東防波堤灯台から真方位090° 200m付近 （概位 北緯41° 09.5′ 東経140° 38.7′）
事故調査の経過	平成23年3月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第 ^{やはた} 1八幡丸、5.97トン AM2-5102（漁船登録番号）、個人所有 11.64m（Lr）×2.80m×0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数60、昭和57年6月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成1年11月9日 免許証交付日 平成21年2月4日 （平成26年11月8日まで有効） 甲板員A 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月9日 免許証交付日 平成21年2月4日 （平成26年10月31日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、平館港東方沖で定置網の敷設作業中、海中に敷設された型ロープと呼ばれる外径約16mmのナイロン製ロープを引き揚げて網を取り付けるため、しばりと呼ばれる四つ目錨に‘外径約15mmのナイロン製ロープ’（以下「しばりロープ」という。）を結び付けて海中に投下し、しばりを型ロープに引っ掛けたのち、しばりロープを左舷側の海中から船底を通して船尾右舷側のたつに掛け、船長が船尾左舷側に設置された電動縦型ドラム（以下「電動ドラム」という。）でしばりロープを巻き上げていた。 甲板員Aは、しばりロープの巻揚げが止まったので、たつの船首側に立って船尾側を向き、左手をたつの上に置いてしばりロープが上方に外れないようにしながら、右手でしばりロープを引っ張っていたところ、平成2

	<p>3年3月1日08時45分ごろ、急に巻揚げが再開され、同ロープを握っていた右手中指がしばりロープとたつとの間に挟まれた。</p> <p>甲板員Aは、一緒に作業をしていた僚船で平館港に帰港し、病院に搬送されたが、右中指末節骨開放骨折を負った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1、気温 -1.2℃</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	<p>本船は、海中にブイと錨を用いて敷設された型ロープに網を取り付け、3月ごろから8月ごろまでの間定置網漁を行っていた。</p> <p>甲板員Aは、平成18年から本船に乗船し、本船での作業経験は約5年であった。</p> <p>本船は、しばりロープを巻揚げ中、電動ドラムに負荷が掛かって巻揚げができなくなったのち、急に巻揚げができるようになった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、平館港東方沖で定置網の敷設作業中、しばりロープを電動ドラムで巻き揚げていたところ、一旦巻揚げが停止したので、甲板員Aが、たつに掛けたしばりロープを右手で引っ張っていた際、巻揚げが再開されたことから、右手中指がしばりロープとたつとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>本船は、しばりロープを巻揚げ中、電動ドラムに負荷が掛かって巻揚げができなくなったのち、急に巻揚げができるようになったことから、キールに引っ掛かっていたしばりが外れた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、平館港東方沖で定置網の敷設作業中、しばりロープを電動ドラムで巻き揚げていたところ、巻揚げが停止したので、甲板員Aが、たつに掛けたしばりロープを右手で引っ張っていた際、巻揚げが再開されたため、右手中指がしばりロープとたつとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>本船は、本事故後、巻き込まれ防止措置として、しばりロープをたつに掛けずに右舷側ブルワークに取り付けた滑車を通して巻き揚げるよう改善した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープを巻き揚げる際は、巻き込まれやすい位置で作業を行わないこと。 ・電動ドラムの操作者は、巻揚げ操作をする際、周囲の安全確認を行うこと。 ・船長は、常に作業の安全性を考慮し、乗組員に対して安全作業を徹底させること。 	